

旭川医科大学情報公開実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(平成31年1月31日学長裁定)

旭川医科大学情報公開実施要項の一部を改正する要項

旭川医科大学情報公開実施要項（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1 旭川医科大学（以下「本学」という。）における情報公開の実施については、法令又は別に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この要項において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する法人文書をいう。</p> <p>2 この要項において「<u>各部署</u>」とは、<u>各講座（分野が置かれている講座においては分野）・学科目，国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第26条から第28条に規定する部署，病院に置かれる部署（領域が置かれている診療科においては領域），事務局各課，学長政策推進室及び監査室をいう。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 旭川医科大学（以下「本学」という。）における情報公開の実施については、法令又は別に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この要項において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する法人文書をいう。</p> <p>2 この要項において「<u>課等</u>」とは、事務局，学長政策推進室及び監査室をいう。</p> <p>3 <u>この要項において「講座等」とは、各講座，各学科目及び各診療科をいう。</u></p> <p>4 <u>この要項において「施設等」とは、入学センター，教育センター，脳機能医工学研究センター，知的財産センター，教育研究推進センター，保健管理センター及び学内共同利用施設をいう。</u></p> <p>5 <u>この要項において「病院各部等」とは、臨床検査・輸血部，手術部，放射線部，材料部，病理部，救命救急センター，集中治療部，</u></p>

(受付)

第3 本学が保有する法人文書について、本学への来訪又は郵送による開示請求があった場合は、旭川医科大学情報公開室（以下「情報公開室」という。）において次の各号に定めるところにより受け付ける。

(1), (2) (略)

(3) 開示請求を受理したときは、開示請求書を提出した者（以下「開示請求者」という。）に開示請求書及び開示請求手数料領収書の副本を各一部交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった法人文書を保有する各部署に送付する。

第4～第13 (略)

附 則

この要項は、平成31年1月31日から実施し、改正後の第2第2項及び第3第3号の規定は、平成30年12月6日から適用する。

【改正理由】

インスティテューショナル・リサーチ室の設置形態の見直しに伴い、所要の改正を行うとともに規定の整備を図るものである。

総合診療部、周産母子センター、経営企画部、卒後臨床研修センター、医療安全管理部、遠隔医療センター、臨床研究支援センター、地域医療総合センター、光学医療診療部、腫瘍センター、呼吸器センター、緩和ケア診療部、感染制御部、栄養管理部、入退院センター、リハビリテーション部、地域医療連携室、臨床工学室、遺伝子診療カウンセリング室、点滴センター、乳腺疾患センター、透析センター、薬剤部、看護部及び診療技術部をいう。

(受付)

第3 本学が保有する法人文書について、本学への来訪又は郵送による開示請求があった場合は、旭川医科大学情報公開室（以下「情報公開室」という。）において次の各号に定めるところにより受け付ける。

(1), (2) (略)

(3) 開示請求を受理したときは、開示請求書を提出した者（以下「開示請求者」という。）に開示請求書及び開示請求手数料領収書の副本を各一部交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった法人文書を保有する課等、講座等、施設等又は病院各部等（以下「各部署」という。）に送付する。

(開示等の検討)

第4～第13 (略)